

食料・農業・農村政策の強化に向けた政策提案決議

本年5月から我が国は「令和」の時代が始まり、新たな農政の確立が望まれている。

しかし、農業・農村は認定農業者などの担い手の高齢化や経営継承の困難さが深化している。また条件不利な中山間地域のみならず、平場においても所有者不明の農地が広範に発生し、土地持ち非農家の不在村化も顕在化するなど、地域農業の再生と持続的発展が困難な状況にある。

農業委員会組織は、従来から地域に根差した家族経営とその延長線にある法人経営、集落営農を中心に、新規就農者と参入企業など多様な農業経営を育成・確保し、それらが共存、切磋琢磨しながら農業・農村の振興を図る必要性を唱えてきた。また今般の農地中間管理事業の5年後見直しにおいて、農地所有者の意向把握と地域の話し合い活動に積極的に取り組むことが明確化・重点化され、従来以上に地域農業の牽引役として、自覚を強く持ちながら活動していく事が求められている。

よってわれわれは、農地利用最適化の推進に取り組む中で具体的な施策推進が図られるよう、下記の提案事項の実現を強く望むものである。

記

1. 社会構造の変化に則した担い手の育成・確保と経営支援について

次世代を担う農業経営者の育成・確保に向け、農業者や新規就農希望者などの経営確立・発展のため、その過程に応じた支援のための事業を創設すること。

また、既存事業である農業次世代人材投資事業及び農の雇用事業の十分かつ継続的な予算を確保すること。

そして、農業者の子弟による経営継承、第三者への継承、離農・廃業する経営体のM&A（合併・買収）、集落営農組織の後継者確保などを推進するための相談窓口を設置し、経営継承の一元的な支援事業を創設すること。

2. 農地の確保と有効利用の推進について

食料・農業・農村基本計画における2025年時点の農地面積目標440万haの確保に向け、守るべき農地を明確にして対策を強化すること。

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農業農村整備事業や農地耕作条件改善事業などの基盤整備事業予算を十分確保し、早期整備を図ること。具体的な推進にあたり農地の大区画化や汎用化、スマート農業などに対応した農業基盤整備に積極的に取り組むこと。そして「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」の施行にあたり、喫緊の課題である「人・農地プラン」の実質化のため、農地所有者などへの意向把握や集落での話し合い活動などへの予算確保や予算活用への指導・助言を行うこと。

3. 条件不利地域等地域施策の強化について

中山間地域等直接支払制度の継続と必要な予算を十分に確保すること。また持続的な営農が可能となるよう法面面積や用水の確保など条件不利に応じた掛かり増し経費の負担軽減措置などの制度拡充に努めること。また、新たな施策として条件不利地域の集落と農地を守るための事業を検討すること。

4. 「多様な農業の共存」を基本とする国際農業交渉と国内対策の継続・強化について

今後の国際農業交渉においては、TPPの合意水準を超えないものにする。「多様な農業の共存」が図られる貿易ルールづくりを基本に、毅然とした交渉を進めること。またTPP（環太平洋連携協定）、日EU経済連携協定、日米貿易協定に伴う国内施策について、農業者の声を踏まえ、長期的な視点に立った制度作りをすること。

5. 鳥獣害対策の強化について

有害鳥獣による農作物被害防止対策として、農地と山林の境界線にある耕作放棄地の雑草や灌木を刈り払い緩衝地帯を設ける等の事業に対し、助成制度を創設すること。また県が定める有害鳥獣の駆除期間や捕獲数枠の弾力化の指導、駆除を実施する狩猟免許取得者の資格維持経費負担などへの支援措置を図ること。

6. 突発的な自然災害などへの万全な支援と備えについて

近年増加している地震や大型台風、集中豪雨などの予期せぬ災害の被害に対し、状況に応じた万全の支援に努めること。また農業関連施設などの耐震調査並びに強靱化対策を急ぐとともに、収入保険制度及び農業共済制度への加入推進、各種融資制度のPRなど、復旧・復興に備える万全な対策を講じること。

「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」を推進するための申し合わせ決議

われわれ農業委員会は、農地を守り、活かし、耕し続ける農地利用最適化の取り組みを強力に推進してきた。今般、「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、「人・農地プラン」の実質化に向けて農業委員会の積極的な協力が求められている。

このような動きを踏まえて、われわれは新たな組織運動として「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」、さらにこれと連動した「やまがた“地域の農地を活かし、担い手を応援する”活動」～れいわスタートダッシュ～に取り組み、農地利用の最適化を通じた地域の農業の再生と農業・農村の持続的な発展を目指していかなければならない。

よって、われわれは下記の事項について一層の取り組み強化を図ることをここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農地利用最適化の推進に全力を挙げて取り組もう

(1) 農地制度の厳正な執行を徹底しよう

農地法をはじめとする農地制度の厳正な運用を徹底し、農地の確保と有効利用に努めよう。

(2) 市町村及び関係機関・団体と共に農地利用の最適化に取り組もう

「人・農地プラン」の話し合いなど農地利用最適化の推進に市町村及び農業協同組合、土地改良区等関係機関・団体と連携して取り組もう。

(3) 農地利用の意向把握に徹底して取り組もう

農地を確保し有効利用していくためには、農地利用について農地所有者等の意向を把握しなければ成し得ない。そのため、アンケート調査等を効果的に取り入れ、農地利用の意向把握の取り組みを徹底しよう。

(4) 「人・農地プラン」等地域の話合い活動の中心的役割を果たそう

「人・農地プラン」について農業委員会は組織を挙げて協力し、農業委員、農地利用最適化推進委員は、地域の話合い活動に必ず参加し、話し合いの中心的役割を果たすことを通じて、地域における農地利用最適化の取り組みを強化しよう。

2. 農業経営の合理化、働きがいのある経営環境づくりを支援しよう

農地の集積・集約化などの取り組みによって担い手と新規参入者を支援するとともに、青色申告の普及・推進や法人化などによる経営の合理化を支援しよう。

認定農業者等担い手の組織化や組織活動を支援し、担い手の確保・育成に取り組もう。

農業・農村の男女共同参画、労働環境の整備に向けて、家族経営協定の普及の取り組みを強化しよう。

3. 地域の声を取りまとめた「意見の提出」に積極的に取り組もう

改正農業委員会法第38条を踏まえ、農業委員会は、農地利用の最適化の推進に関する、地域における農業・農村の課題を幅広く汲み上げ、市町村等行政機関に対して「意見の提出」を行うなど地域に根ざした政策提案活動に積極的に取り組もう。

4. 農業委員会の体制強化に努めよう

(1) 農地利用最適化交付金の活用に取り組もう

委員報酬の上乗せ措置である農地利用最適化交付金の積極的な活用を図ろう。

(2) 女性農業者や青年農業者の農業委員への登用を促進しよう

女性・青年農業者の農業委員への登用に向け、市町村長等に対し理解を求める取り組みを強化しよう。また、農業委員会活動への女性・青年農業者の関心を高め、応募しやすい環境づくりに努めるとともに、地域の農業者・団体からの推薦を得られる人材の養成と発掘する取り組みを強化しよう。

農業者年金の加入推進と情報提供活動の強化に関する申し合わせ決議

農業者年金は、国民年金の２階部分に相当し、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業の担い手確保に資することを目的に創設された制度である。

平成１４年以降の新制度においては、少子高齢時代に強い積立方式であること、８０歳までの保証が付いた終身年金であること、税制上の優遇措置があること、保険料の助成があることなど、多くのメリットがある内容となっており、農業と農業者を取り巻く情勢の変化の中でも、変わらぬ魅力を保ち続けている。

農業者のための大変有利な年金として、広く普及し、新制度の定着・発展につなげていくことが強く求められており、農業委員会は平成３０年度からスタートした「加入者累計１３万人早期達成３ヵ年運動」の２年目として、関係機関等と連携を図りながら制度の周知を徹底していくとともに、若年層及び女性農業者への加入を積極的に推進していく必要がある。

また、情報提供活動については、農業委員会等に関する法律に明記された農業委員会の重要な業務である。この中核をなす全国農業新聞及び全国農業図書を活用して、的確かつ迅速な情報提供を行っていくとともに、各農業委員会活動の「見える化」についても、様々な媒体を活用しながら、積極的に取り組んでいくことが重要である。

以上を踏まえ、下記の取り組みを一致団結して強力に推し進めていくことを申し合わせ決議する。

記

１．農業者年金の加入推進

農業者年金制度をより一層普及させるため、農業委員・農地利用最適化推進委員は、研修等を通じて制度の理解に努めよう。そして、農業者が老後の安定した生活を送れるよう、戸別訪問などを行いながら、特に２０歳から３９歳の若年層及び女性農業者への加入勧奨を図り、今年度の県全体新規加入目標９１人の達成に向け、積極的に取り組もう。

２．情報提供の強化

農業者への有益な情報提供を図るため、農業委員・農地利用最適化推進委員は、全国農業新聞と全国農業図書の普及に向け、購読拡大等に積極的に取り組もう。

また、市町村広報誌やホームページ等を活用しながら、各農業委員会活動の「見える化」を積極的に進めていこう。

農地利用の最適化を推進するための意見提出に関する決議

われわれ農業委員会は、農業委員会法で定められた組織の主たる使命である「農地利用の最適化」の実現に向け、鋭意取り組んでいるが、担い手の高齢化や耕作放棄地の増加など、農業・農村を取り巻く状況は年々厳しさを増している。

平成 2 年に 3,214ha だった県内の耕作放棄地は、平成 12 年に 6,051ha、平成 17 年に 6,797ha、平成 22 年に 7,443ha、最新の 2015 年農林業センサスによると平成 27 年には 8,372ha まで拡大しており、今後も増加の一途をたどることが懸念される。

今年 5 月の県内農業委員会会長会議では、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金等の廃止により、現場での取り組みが難しくなっているという意見も数多く寄せられている。

耕作放棄地の発生防止と解消には、農地中間管理事業の活用によって意欲ある担い手へ農地の集積・集約を図ることが有効だが、県内農業委員会へのアンケート調査によれば、条件の悪い農地では「地域での話し合いの推進」と並び「農地耕作条件改善事業の利用による基盤整備の実施」が集積・集約を進める上で効果的とする回答が約 7 割に上っているとともに、農地中間管理機構による実施が効果的との声も多い。このため、農地整備事業との連携を強化しながら、効率的に事業を推進していく必要がある。

また、有害鳥獣による農作物被害額は、平成 30 年度で約 5 億 1 千万円に達し、農業者の営農意欲維持のためにも早急に対策を講じる必要がある。

このような情勢を踏まえ、現場の農業委員会が直面している課題の解決につながるよう、山形県知事及び山形県議会議長へ意見提出することを決議する。

記

1. 農地の集積・集約化について

担い手の農地に対する需要を掘り起こし、農地の集積・集約化をより一層進めるには、受け手が特に不足している状況にある条件の悪い農地の基盤整備の推進が重要な鍵となっている。

よって、県におかれては、農地中間管理事業を活用する農地について、関係機関・団体との連携のもと、農地中間管理機構を含め様々な事業主体が円滑に基盤整備を実施できるよう必要な措置を講じられたい。

2. 遊休農地の発生防止・解消対策について

遊休農地の発生防止・解消のためには、特に中山間地等の条件不利地域において、農家の営農意欲が低下しない対策が重要である。よって以下の措置を講じられたい。

- ①遊休農地の解消に向けた機運を再構築するため、平成 30 年度までに廃止された国の「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」及び「荒廃農地等利活用促進交付金」に代わる新たな事業・予算の確保を図ること。

②鳥獣害被害対策について、農林水産部と環境エネルギー部との連携のもと、国の予算も活用しながら山形県の実態に合った対策（有害鳥獣の捕獲に関する研修の充実、捕獲期間の延長、狩猟免許及び猟銃等所持に係る経費への支援、緩衝地帯の整備支援など）の充実を図ること。

3. 新規参入の促進について

農業への新規参入を考える者にとって大きなインセンティブとなっている「農業次世代人材投資事業」について、国の平成31年度予算では対前年比88%の154億7千万円にとどまっており、市町村では対応に苦慮している。来年度以降も十分な額の予算が確保されるよう国に要望されたい。